



## 令和6年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会 第1回 理事会

日 時：令和6年6月7日（金）14：45～15：45

会 場：県民会館 9階 902 会議室

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 役員選出 令和6年度及び令和7年度役員について

5 協議事項

(1) 地区連絡協議会事務局の移管にともなう運営体制について

(2) 令和5年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会事業報告及び収支決算について

(3) 令和6年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会事業計画（案）及び収支予算（案）について

(4) 令和6年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツサミット開催要項

6 報告依頼事項

(1) スポーツ協会より

(2) HYOGO スポーツ新展開検討委員会の提案書について

(3) その他

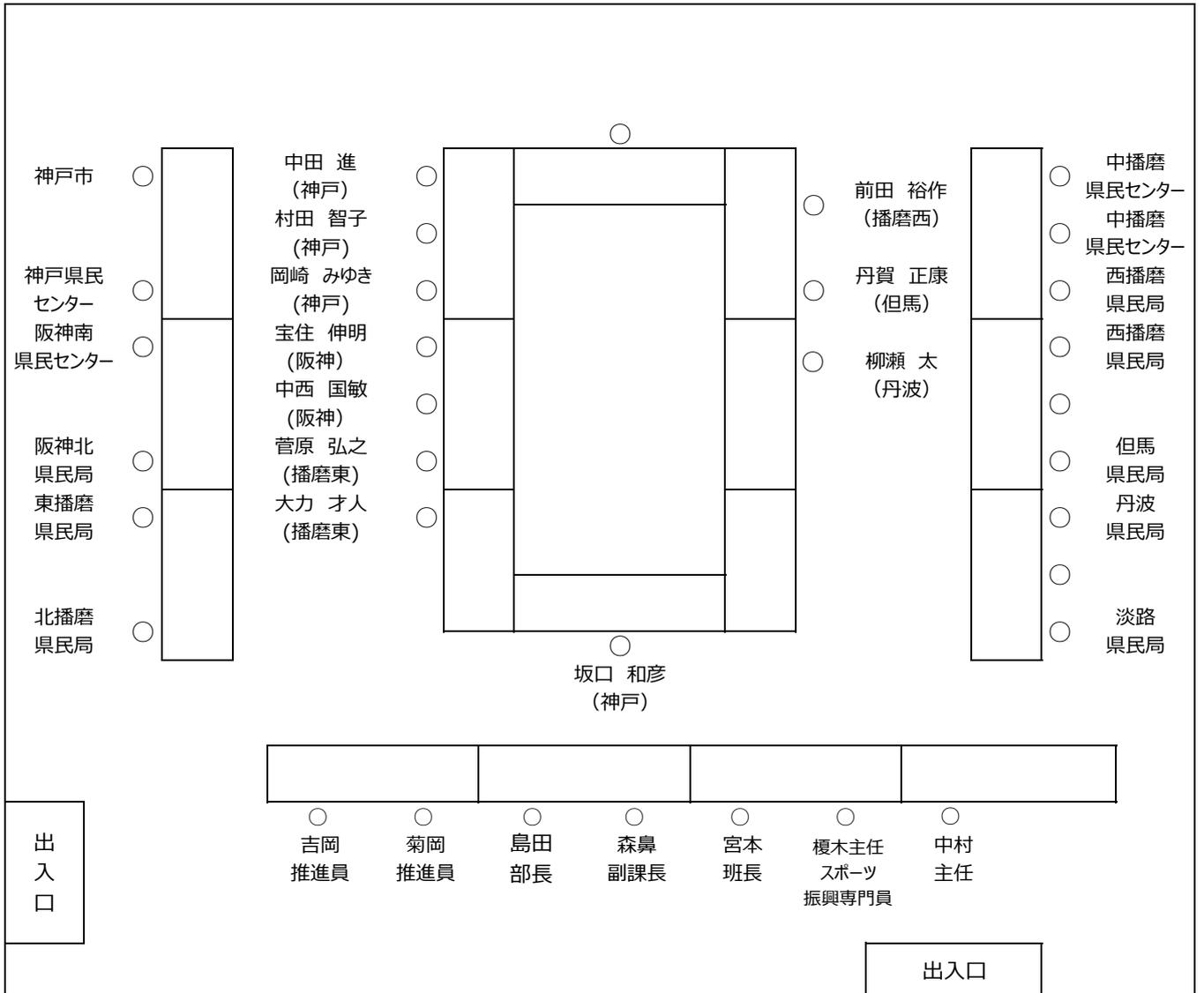
7 閉 会

# 令和6年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会

## 第1回理事会 座席図

日時：令和6年6月7日（金） 14:45～15:45

場所：県民会館 902会議室



令和6年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会第1回理事会 出席者

No	役 職	役員名	地区	市町	所属(クラブ名)	出欠	備考
—	顧 問	大 辻 利 弘	—	—	—	×	
1	代表理事	中 田 進	神 戸	神 戸 市	成徳スポーツクラブ21	○	
2	代表理事	宝 住 伸 明	阪 神	猪 名 川 町	スポーツクラブ21やないづ	○	
3	代表理事	菅 原 弘 之	播磨東	加 古 川 市	N P O 法 人 加 古 川 総 合 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	○	
4	代表理事	前 田 裕 作	播磨西	宍 粟 市	スポーツクラブ21かんべ	○	
5	代表理事	村 上 重 之	但 馬	養 父 市	スポーツクラブ21たきのや	×	
6	代表理事	柳 瀬 太	丹 波	丹 波 市	スポーツクラブ21くげ	○	
7	代表理事	岩 田 均	淡 路	洲 本 市	スポーツクラブ21あいはら	×	
8	理 事	岡 崎 み ゆ き	神 戸	神 戸 市	下 畑 台 や ま も も ク ラ ブ	○	
9		中 西 国 敏	阪 神	川 西 市	スポーツクラブ21多田	○	
10		大 力 才 人	播磨東	三 木 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 2 1 自 由 が 丘 西 ス マ イ ル	○	
11		徳 永 耕 造	播磨西	た つ の 市	スポーツクラブ21揖保	×	
12		丹 賀 正 康	但 馬	豊 岡 市	竹野南スポーツクラブ	○	
13		進 戸 納	丹 波	丹 波 篠 山 市	スポーツクラブ21ふるいち	×	
14		小 石 雅 世	淡 路	洲 本 市	スポーツクラブ21洲本第二	×	
15		坂 口 和 彦	神 戸	神 戸 市	神 戸 市 立 中 央 体 育 館	○	
16		村 田 智 子	神 戸	神 戸 市	雲 中 ウ イ ン グ ク ラ ブ	○	

【地区事務局】

No	地 区	氏 名	所 属	職 名	出欠	備考
1	神 戸	壹 岐 明 日 香	神 戸 市 文 化 ス ポ ー ツ 局 ス ポ ー ツ 企 画 課	事 務 職 員	○	
2	神 戸	中 野 彩	神 戸 県 民 セ ン タ ー	主 事	○	
3	阪 神	豊 島 正 明	阪 神 南 県 民 セ ン タ ー	課 長 補 佐	○	
4	阪 神	濱 田 圭 佑	阪 神 北 県 民 局	副 主 任	○	
5	播磨東	岡 敬 一	東 播 磨 県 民 局	副 主 任	○	
6	播磨東	森 本 蒼	北 播 磨 県 民 局	主 事	○	
7	播磨西	勝 本 勲	中 播 磨 県 民 セ ン タ ー	県 民 躍 動 室 長	○	
8	播磨西	中 家 千 恵	中 播 磨 県 民 セ ン タ ー	班 長	○	
9	播磨西	石 川 景 子	西 播 磨 県 民 局	班 長	○	
10	播磨西	中 山 宏 英	西 播 磨 県 民 局	課 長 補 佐	○	
11	但 馬	押 田 真 波	但 馬 県 民 局	主 事	○	
12	丹 波	大 前 祐 也	丹 波 県 民 局	主 事	○	
13	淡 路	大 下 成 章	淡 路 県 民 局	課 長 補 佐	○	

【(公財)兵庫県スポーツ協会】

No	所 属	氏 名	職 名	出欠	備考
1	(公財) 兵庫県 スポーツ協会	島 田 育 生	ス ポ ー ツ 振 興 部 長 兼 地 域 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	○	
2		菊 岡 正 勝	地 域 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 推 進 員	○	
3		吉 岡 奈 津 子	地 域 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 推 進 員	○	

【スポーツクラブ21ひょうご全県連絡協議会事務局】

No	所 属	氏 名	職 名	出欠	備考
1	県 民 生 活 部 ス ポ ー ツ 振 興 課	森 鼻 崇 文	事 務 局 次 長 ( 副 課 長 兼 ス ポ ー ツ 環 境 班 長 )	○	
2		宮 本 浩 充	事 務 局 員 ( 競 技 ・ 生 涯 ス ポ ー ツ 班 長 )	○	
3		榎 木 康 雄	事 務 局 員 ( 主 任 ス ポ ー ツ 振 興 専 門 員 )	○	
4		中 村 俊 介	主 任	○	

令和6・7年度地区女性委員および各市町女性委員一覧

【地区女性委員】

No.	地区名	名 前	所 属
1	神 戸	村 田 智 子	雲 中 ウ イ ン グ ク ラ ブ
2	阪 神	深 澤 歳 子	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 2 1 ー 小 校 区
3	播 磨 東	尼 木 智 美	N P O 法 人 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 2 1 は り ま
4	播 磨 西	溝 渕 紀 子	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 わ か さ の
5	但 馬	谷 下 幸 彦	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 あ ま る べ
6	丹 波	山 内 佳 子	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 大 路
7	淡 路	武 中 み どり	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 灘 ゆ づ る は

【市町女性委員】

No.	市区町名	名 前
1	神戸市東灘区	上 田 朋 子
2	灘 区	松 岡 文 子
3	中央区	石 坂 由 美
4	兵庫区	新 谷 幹 代
5	北神区	吹 谷 富 江
		藤 原 恵 津 子
6	長田区	荻 野 正 江
7	須磨区	川 越 美 沙 子
8	垂水区	山 崎 絵 美
9	西 区	花 房 留 美
10	尼崎市	高 畑 綾 子
11	西宮市	米 田 眞 理 子
12	芦屋市	( 調 整 中 )
13	伊丹市	河 本 美 智 子
14	宝塚市	深 澤 歳 子
15	川西市	伊 達 光 子
16	三田市	柏 本 み の り
17	猪名川市	尾 上 和 子
18	加古川市	安 積 眞 由 美
19	高砂市	中 村 智 津 子
20	播磨町	尼 木 智 美
21	加西市	山 西 猛

No.	市区町名	名 前
22	加東市	徳 岡 文 江
23	多可町	藤 永 和 美
24	姫路市	大 嶋 徳 恵
25	相生市	溝 渕 紀 子
26	たつの市	山 本 祐 佳
27	赤穂市	大 川 翼
28	宍粟市	岡 田 ゆ か り
29	神河町	石 山 翔 一
30	市川町	岡 本 勝 行
31	福崎町	内 井 ひ ろ 子
32	太子町	岸 野 竜 治
33	上郡町	金 谷 定 女
34	佐用町	石 野 桜 果
35	豊岡市	友 田 千 織
36	養父市	調 整 中
37	朝来市	足 立 恵 子
38	香美町	谷 下 幸 彦
39	新温泉町	山 根 早 紀 子
40	丹波篠山市	吉 良 純 子
41	洲本市	池 田 一 輝
42	淡路市	松 田 早 苗
43	南あわじ市	武 中 み どり

## 「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会という。

### (目的)

第2条 本会は、「スポーツクラブ21ひょうご」事業によって設立された総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という）で組織し、相互の連絡と親睦及びクラブの円滑な運営と活動の活発化を図り、もって、地域の生涯スポーツ振興に寄与する。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共通課題の検討会
- (2) 情報交換会
- (3) 交流大会
- (4) 研修会・講習会
- (5) 女性委員会
- (6) その他必要な事業

### (組織)

第4条 本会に、次の各地区連絡協議会をおく。

- (1) 神戸
- (2) 阪神
- (3) 播磨東
- (4) 播磨西
- (5) 但馬
- (6) 丹波
- (7) 淡路

### (役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 若干名
- (6) 女性委員長 1名

### (役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、代表理事のうちから、代表理事会において推挙し、理事会において承認する。

- 2 代表理事は、第4条に定める地区連絡協議会の会長をもって充てる。
- 3 理事は、第4条に定める地区連絡協議会の副会長または、地区連絡協議会から推薦された者をもって充てる。
- 4 監事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 女性委員長は、女性委員のうちから代表理事会において推挙し、理事会において承認する。
- 6 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は再任されることができる。
- 8 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、これを統轄する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 2 代表理事は、理事会に付議すべき事項等を審議する。
- 3 理事は、予算及び決算等、重要事項を審議する。
- 4 監事は、本会の業務を監査する。

(幹事)

第8条 本会に幹事を若干名おくことができる。

- 2 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応え、本会の運営について助言する。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を兵庫県県民生活部スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）内に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、スポーツ振興課スポーツ推進調整官をもって充てる。
- 3 事務局に関する必要な事項は別に定める。

(会議)

第11条 本会の会議は、代表理事会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が必要に応じてこれを招集し主宰する。
- 3 代表理事会は、会長、副会長、代表理事、監事、幹事、女性委員長をもって構成し、理事会に付議すべき事項及び理事会において委託された事項を議決する。
- 4 理事会は、会長、副会長、代表理事、理事、監事、幹事、女性委員長をもって構成し、この規約に別に規定するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 5 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長が必要と認めるときには、会議にオブザーバーとして有識者の出席を求めることができる。

(経費)

第12条 本会の経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 寄附金
- (4) その他

- 2 会費は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会会費規程（以下、「会費規程」という。）で定める額とし、第4条に定める地区連絡協議会ごとにまとめて納付する。

(賛助会員)

第13条 本会に賛助会員をおくことができる。

- 2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、地域の生涯スポーツ振興に寄与できる団体のうち、本会を賛助するために入会した団体とする。
- 3 本会への入会については、代表理事会において推挙し、理事会において承認を受けなければならない。
- 4 賛助会員は、第4条に定める地区連絡協議会には属さない。
- 5 賛助会員は、賛助会費として会費規程で定める額を本会に納付しなければならない。
- 6 その他、規約に定めのない事項は別に定める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が定め、理事会に報告する。

## 附 則

- 1 この規約は、平成18年9月11日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 2 この規約は、平成19年2月22日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 3 この規約は、平成24年6月4日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 4 この規約は、平成26年3月13日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 5 この規約は、平成26年6月6日より施行する。ただし、改正後の第12条第2項の規定は、理事会において別に定める日から施行する。
- 6 この規約は、平成26年10月9日より施行する。
- 7 この規約は、平成28年4月1日より施行する。
- 8 この規約は、平成30年4月1日より施行する。
- 9 この規約は、令和元年9月1日より施行する。
- 10 この規約は、令和5年4月1日より施行する。（事務局の名称変更）
- 11 この規約は、令和5年7月12日より施行する。（事務局長の変更）

## 「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会公印規程

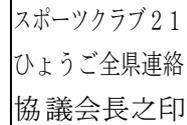
第1条 この規程は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会規約第14条の規定に基づき、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会の公印を定める。

第2条 本会の公印は、以下のとおりとし、事務局が保管する。

### 公 印

1 スポーツクラブ21ひょうご全県連絡協議会長之印

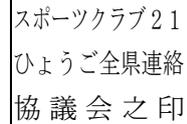
型：角形 寸法：方24 mm 書体：てん書



スポーツクラブ21  
ひょうご全県連絡  
協議会長之印

2 スポーツクラブ21ひょうご全県連絡協議会之印

型：角形 寸法：方24 mm 書体：てん書



スポーツクラブ21  
ひょうご全県連絡  
協議会之印

### 附 則

- 1 この規約は、平成18年9月11日より施行する。
- 2 この規程は、平成24年6月4日から施行する。
- 3 この規程は、平成26年6月6日から施行する。

## 「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会会費規程

第1条 この規程は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会規約（以下、「規約」という。）に基づく会費を定める。

第2条 規約第12条第2項に定める会費は、以下のとおりとする。なお、統合・分離した場合は、クラブの活動単位数に応じた額とする。また、休会中のクラブについては徴収しない。

会費 1活動単位 年間1,000円

第3条 規約第13条第5項に定める賛助会員の会費は以下のとおりとする。

会費 1クラブ 年間1,000円

### 附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年3月11日から施行する。
- 3 この規程は、平成26年10月9日から施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和5年6月9日から施行する。

# 「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会 事務局規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会規約第10条第3項の規定に基づき、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会事務局（以下「事務局」という。）における組織及び運営に関して必要な事項を定める。

## 第2章 組織

(職員)

第2条 事務局に次の職員（以下総称して「職員」という）を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 若干名
- (3) 事務局員 若干名

2 事務局次長は、兵庫県民生活部スポーツ振興課副課長または係長をもって充てる。

3 事務局員は、スポーツ振興課職員をもって充てる。

(職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受けて事務局を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(決裁)

第4条 事務局の事務は、会長の決裁を経て施行しなければならない。ただし、別表第1に掲げる専決事項については、同表に定める決裁区分により、事務局長又は事務局次長が専決をすることができる。

(代理決裁)

第5条 決裁について権限を有するもの（専決権を授与された者を含む。以下「決裁権者」という。）が不在で緊急やむを得ないときは、その決裁すべき事務を別表第2に定めるところにより、代理決裁をすることができる。

## 第3章 文書の取扱い

(記号及び番号)

第6条 文書には「スポ21」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、記号及び番号は省略することができる。

(保存)

第7条 文書は編さんし、事務局長が指示する期間保存しなければならない。

#### 第4章（公印等）

第8条 事務局の公印は、別表第3のとおりとし、事務局次長が保管する。

#### 第5章 服務及び旅費等

（服 務）

第9条 職員の服務については、兵庫県職員の例による。

（旅 費）

第10条 役員及び職員の旅費の額及び支給方法については、兵庫県職員の例による。

#### 第6章 財 務

（予算案の作成）

第11条 予算案は、会長の命を受け事務局長が作成するものとする。

（補正予算）

第12条 事務局長は、予算の作成後に既定の予算を追加、その他の変更を加える必要が生じたときは、会長の命を受け補正予算案を作成するものとする。

（予算の執行）

第13条 予算の執行は事務局長が行う。

2 事務局長は、予算の執行に当たっては、その趣旨に従い計画的にかつ効率的に執行しなければならない。

（決 算）

第14条 事務局長は予算の執行を完了したときは、速やかに証拠書類を添えて、会長に報告しなければならない。

2 会長は、決算を実行委員会の議決に付する前に、監事の監査に付さなければならない。

#### 第7章 補 則

（補 則）

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月4日から施行する。

この規程は、平成26年6月6日から施行する。

この規程は、令和5年6月9日から施行する。

別表第1 専決事項及び決裁区分

専 決 事 項	決 裁 区 分	
	事務局長	事務局次長
(1) 旅行命令に関すること。 イ 役員等の旅行（会長、副会長）。 ロ 職員の旅行に関すること。	○ ○	
(2) 職員の服務に関すること。	○	
(3) 各種会議の企画・招集に関すること。 イ 全県連絡協議会に関すること。 ロ その他会議に関すること。	○	○
(4) 通知、報告、届出等の処理に関すること。		○
(5) 全県連絡協議会の広報に関すること。		○
(6) その他軽易な事項の処理に関すること。		○

別表第2

区 分	代理決裁をすることができる者
	決裁権者が不在の時
会長が決裁すべき事務	副会長 (あらかじめ会長が指名し、 その職務を代行する者に限る。)
事務局長が決裁すべき事務	事務局次長

## **次第4 役員選出**

### **令和6年度及び令和7年度役員について**

## 令和6年度及び令和7年度の役員について

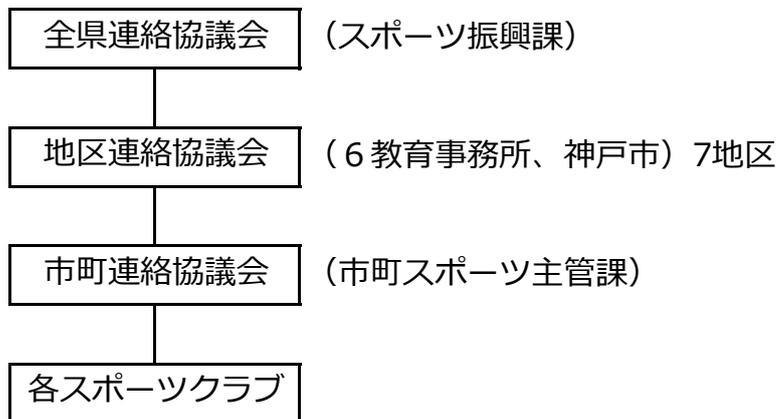
役員	規約	役員名
会 長	【第6条】代表理事のうちから、代表理事会において推挙し、理事会で承認する。	
副 会 長	【第6条】代表理事のうちから、代表理事会において推挙し、理事会で承認する。	
女性委員長	【第6条5項】女性員のうちから代表理事会において推挙し、理事会において承認する。	
監 事	【第6条4項】理事会の承認を得て、会長が委嘱する。	
幹 事	【第8条第2項】幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。	
顧 問	【第9条第2項】顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応え、本会の運営について助言する。	

## **次第 5 協議事項(1)**

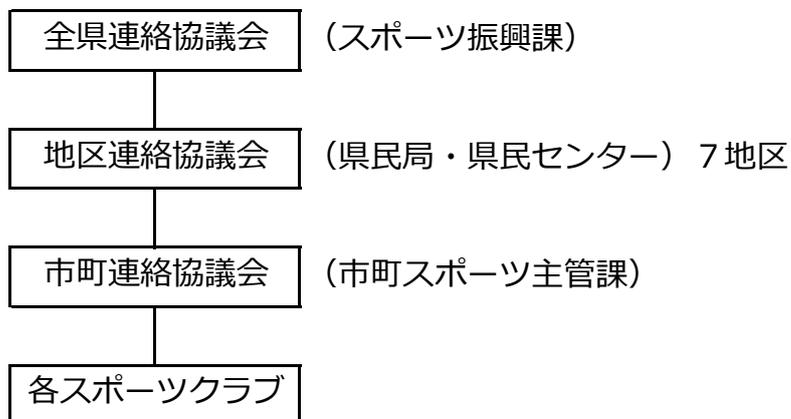
**地区連絡協議会事務局の移管にともなう運営体制について**

## 地区連絡協議会事務局の移管にともなう運営体制について

令和5年度まで



令和6・7年度



- 令和6・7年度については7地区連絡協議会のままで運営する。
- 令和8年度から10地区連絡協議会の運営に変更する。  
(令和7年度中に規約等を変更)

## **次第 5 協議事項(2)**

**令和 5 年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会  
事業報告及び収支決算について**



項目	内 容
3 運営支援	<p>(1) 女性委員会  期 日：令和5年6月9日（金）・令和6年3月1日（金）  場 所：兵庫県民会館  委 員：各地区代表女性委員</p> <p>(2) 女性委員会研修会（ひょうご女性スポーツの会競技別研修会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○神戸地区 86人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツチャンバラ体験会 <ul style="list-style-type: none"> <li>期日：令和5年5月27日(土) 場所：神戸市立中央体育館</li> <li>7月15日(土) 場所：神戸市立垂水体育館</li> <li>10月8日(日) 場所：神戸市立北神地区文化センター</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○阪神地区 38人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・青空に舞う凧づくり+BBQ 作る, 遊ぶ, 食べる <ul style="list-style-type: none"> <li>期日：令和5年11月25日(土) 場所：宝塚市役所・宝塚市スポーツセンター</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○播磨東地区 20人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「スポーツクラブフェスタ in 加古川」イベント体験研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>期日：令和5年11月23日(木・祝) 場所：加古川市立総合体育館</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○播磨西地区 73人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大人のためのコーディネーショントレーニング」</li> <li>・インディアカ <ul style="list-style-type: none"> <li>期日：令和5年12月3日（日） 場所：上月体育館（ホテルドーム）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○但馬地区 13人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマイル♪ノルディック・ウォーク <ul style="list-style-type: none"> <li>期日：令和5年9月24日(日) 場所：全但バス但馬ドーム</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○丹波地区 27人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・桶ツ卓球交流会 <ul style="list-style-type: none"> <li>期日：令和5年12月10日(日) 場所：丹波篠山スポーツセンター-武道場</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○淡路地区 13人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トランポ・ロビックス、モルック <ul style="list-style-type: none"> <li>期日：令和5年9月25日(月) 場所：三原健康広場</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">合計 270人</p>
4 関連事業	<p>(1) スポーツ立県ひょうご推進会議  競技団体や市町体育・スポーツ協会等の県内スポーツ関係団体や市町行政を交え、情報共有することで組織間の協力体制を構築する。  期 日：令和5年8月11日（金・祝）  委 員：学識経験者、スポーツ関係団体、SC21 各地区会長等</p> <p>(2) 市町担当者会  期 日：令和5年6月16日(金) 10：30～12：00  内 容：SC21 ひょうごの今後のあり方について  ガバンスコードについて  班別協議</p>

項目	内 容
	<p>(3) 市町推進委員会（各市町において開催）</p> <p>(4) 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業  主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会  内 容：・親子で行うスポーツ大会やスポーツフェスティバル等の開催  ・第 2 期兵庫県スポーツ推進計画の趣旨に則ったスポーツイベント等の開催  ・全県スポーツ大会の予選会、ニュースポーツ体験イベント、地区クラブサミット等の開催</p> <p>(5) ひょうご女性スポーツの会  ○競技別総合開会式  期 日 令和 5 年 6 月 10 日(土) 13：30～16：00  場 所 神戸新聞松方ホール  ○研修会「ノエビアスタジアム神戸見学ツアー」  「ウォーキングフットボール体験会」  期 日 令和 5 年 12 月 6 日(水) 14：30～16：00  場 所 ノエビアスタジアム神戸及びフットサルコート</p> <p>(6) 総合型地域スポーツクラブ登録支援事業（県スポ協）  ○登録相談窓口の開設  ○登録準備支援交付金の給付</p> <p>(7) 中間支援組織の取組事業（県スポ協）  ○公認アシスタントマネジャー養成講習会 22 人  期 日：令和 5 年 9 月 2 日(土)、3 日(日)  場 所：兵庫県学校厚生会館 2 階大会議室</p> <p>(8) 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会関連事業（県スポ協）  ○兵庫県協議会設立記念事業「スポーツクラブフェスタ」の開催  期 日：令和 6 年 2 月 10 日（土） 800 人  場 所：神戸常盤アリーナ（兵庫県立文化体育館）  西代蓮池公園  内 容：スポーツ体験会</p> <p>(9) 令和 5 年度次世代のクラブマネジメント人材育成プロジェクト  期 日：令和 5 年 7 月～令和 5 年 12 月 12 人  場 所：対象のスポーツクラブ</p>

# 令和5年度収支決算書

【一般会計】

協議事項(2)

○収入の部

(単位：円)

	科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由
	委 託 金	200,000	200,000	0	理事会等開催費（兵庫県より）	
運営費	協 議 会 会 費	752,000	783,930	31,930	@1,000×788クラブ ※振込手数料 4,070円	
	補 助 金	150,000	150,000	0	女性委員会研修補助金(ひょうご女性スポーツの会より)	
	雑 収 入	35	38	3	預金利息	
	計	1,102,035	1,133,968	31,933		

○支出の部

(単位：円)

	科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由	
理事会等開催費	旅 費	150,000	174,440	24,440	第1回理事会打ち合わせ 役員旅費 2,500	※実績による増額	
					第1回理事会 役員旅費 49,780		
					第2回理事会打ち合わせ 役員旅費 2,500		
					第2回理事会 役員旅費 37,060		
					第3回理事会打ち合わせ 役員旅費 2,500		
					第3回理事会 役員旅費 44,760		
					全県スポーツサミット 役員旅費 11,920		
					第1回女性委員会 役員旅費 14,100		
	第2回女性委員会 役員旅費 9,320						
	需 用 費	3,000	0	△ 3,000	消耗品等購入費 0	※購入しなかったため	
使 用 料	44,000	22,865	△ 21,135	第1回理事会・第1回女性委員会 会場使用料 7,900	※庁内会議室で行ったため		
				第2回理事会 会場使用料 7,900			
				第3回理事会・第2回女性委員会 会場使用料 7,065			
				全県スポーツサミット打ち合せ 会場使用料 0			
役 務 費	3,000	2,695	△ 305	振込手数料等 2,695			
小 計	200,000	200,000	0		※委託金により支出（不足額は、運営費より支出）		
運営費	女性委員会	会 費 等	20,000	20,000	0	ひょうご女性スポーツの会加盟料 20,000	
		活動費	210,000	209,742	△ 258	女性委員会研修費として 184,842 ※全県スポーツサミット役員旅費不足分 24,900	※使用料、旅費が当初より減額したため ※委託金が不足しているため、活動費より支出
	全県スポーツ大会補助	630,000	554,513	△ 75,487	【神戸】 70,000円 【阪神】 69,959円 ※実績減 【播磨東】 135,241円 ※実績減 【播磨西】 70,000円 【但馬】 70,000円 【丹波】 69,313円 ※実績減 【淡路】 70,000円	554,513	※実績による減額
					11,550	阪神地区連絡協議会（引継ぎ） 11,550	※支出する科目がないため
	全 国 大 会 出 場 ク ラ ブ 支 援 金	0	0	0		0	※該当無しのため
	役 務 費	8,630	10,285	1,655	振込手数料	10,285	
	会 計 監 査	9,000	8,600	△ 400	会計監査に係る監事旅費 8,600	0	※課室で行ったため使用料不要
					会計監査に係る会場使用料		
	予 備 費	4,405	835	△ 3,570	第3回理事会会場使用料不足分 835		
	特 別 会 計 積 立 金	20,000	118,443	98,443	特別会計へ	118,443	
小 計	902,035	933,968	31,933				
計	1,102,035	1,133,968	31,933				

## 【特別会計】※通帳は、一般会計と同一

## ○収入の部

(単位:円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由
前 年 度 繰 越	4,647,033	4,647,033	0	R4特別会計より繰越	
特 別 会 計 積 立 金	20,000	118,443	98,443	R5一般会計より	
協 賛 金	30,000	0	△ 30,000	スポーツ安全協会兵庫支部がなくなったため	
助 成 金	200,000	131,208	△ 68,792	ユーハイム体育・スポーツ振興会	
計	4,897,033	4,896,684	△ 349		

## ○支出の部

(単位:円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由	
全県スポーツサミット開催費等	交通費代補助	350,000	0	△ 350,000		
	会 場 費	0	126,200	126,200	会場費、会場設営費	※ユーハイム助成金に必要な経費
	報 償 費	0	0	0	※	
	旅 費	0	0	0	※	
	役 務 費	3,000	0	△ 3,000	通信運搬費・振込手数料等	
	そ の 他	15,000	0	△ 15,000	チラシ製作費	※チラシや看板等の製作を要しなかったため
	小 計	368,000	126,200	△ 241,800		
次 年 度 繰 越	4,529,033	4,770,484	241,451	R6特別会計へ繰越		
計	4,897,033	4,896,684	△ 349			

## 監 査 報 告

「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会規約第 7 条第 4 項及び事務局規程第 14 条第 2 項にもとづき、令和 5 年度の収支決算について、関係証拠書類及び帳簿を監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和 6 年 4 月 10 日

監事 恒 田 正 美

監事 近 藤 元 基

「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会

会 長 中 田 進 様



## **次第 5 協議事項(3)**

**令和 6 年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会  
事業計画（案）及び収支予算（案）について**

## 令和6年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会事業計画（案）

項目	内 容
1 推進体制	全県連絡協議会理事会の開催 期日：第1回 令和6年6月7日(金) 兵庫県民会館(902) 第2回 9月12日(木) 兵庫県民会館(1202) 第3回 令和7年3月上旬頃
2 交流事業等	(1) 全県スポーツサミットの開催 主 催：兵庫県 主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会 期 日：令和6年10月5日（土）午後 場 所：兵庫県中央労働センター 参加者：SC21 会員、各市町 SC21 担当者  (2) 全県スポーツ大会の開催 主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会 ○神戸地区 ・あじさいロードレース 期日：令和6年12月14日(土) 場所：しあわせの村 ○阪神地区 ・内容、期日、場所：未定 ○播磨東地区 ・小学生バレーボール大会 期日：令和6年10月頃 場所：加古川市立総合体育館 ・ミニバスケットボール大会 期日：令和6年12月頃 場所：加古川市立総合体育館 ○播磨西地区 ・卓球交流大会 期日：令和6年12月頃 場所：太子町民体育館 ○但馬地区 ・ふれあいソフトバレーボール交流大会 期日：令和6年12月1日（日）場所：八鹿総合体育館 ○丹波地区 ・囲碁ボール交流大会 期日：令和6年10月19日（土） 場所：柏原住民センター ○淡路地区 ・グラウンド・ゴルフ交流大会 期日：令和6年11月頃 場所：洲本市
3 運営支援	(1) 女性委員会 期 日：令和6年6月7日（金）・令和7年3月頃 会 場：兵庫県民会館 参加者：各地区代表女性委員  (2) 女性委員会研修会（ひょうご女性スポーツの会競技別研修会） 未定

項目	内 容
4 関連事業	<p>(1) スポーツ立県ひょうご推進会議 期 日：令和6年7月6日(土) 午前 委 員：学識経験者、スポーツ関係団体、SC21 各地区会長等</p> <p>(2) 市町担当者会 期 日：令和6年5月23日(木) 14:00~15:30 会 場：兵庫県中央労働センター(201) 内 容：事業説明等</p> <p>(3) 市町推進委員会（各市町において開催）</p> <p>(4) 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業 主 催：兵庫県 主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会 内 容：・親子で行うスポーツ大会等の開催 ・第2期兵庫県スポーツ推進計画の趣旨に則ったスポーツイベント等の開催 ・全県スポーツ大会の予選会、スポーツ教室、ニュースポーツ体験イベント、地区クラブサミット等の開催</p> <p>(5) ひょうご女性スポーツの会 ○競技別総合開会式 期 日：令和6年6月22日(土) 会 場：神戸新聞松方ホール</p> <p>(6) 中間支援組織としての取組事業（県スポ協） ○登録相談窓口の開設、相談員の派遣 ○クラブ基盤強化事業 ○公認アシスタントマネジャー養成講習会 期 日：8月31日(土) 9月1日(日) 場 所：県民会館 902 ○クラブアドバイザー等配置事業（toto） ○次世代のクラブマネジメント人材育成プロジェクト 期 日：8月17日(土) ~12月21日(土) ○地域における子どものスポーツ機会充実事業（新規）</p> <p>(7) 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会事業（県スポ協） ○近畿ブロッククラブネットワークアクション 2024 期 日：令和6年11月23日(土・祝) 場 所：京都テルサ</p>

令和6年度収支予算書（案）

協議事項(3)

【一般会計】

○収入の部

(単位：円)

科 目	R5予算額(A)	R5決算額	R6予算額(B)	差引(B-A)	摘 要
委託金	200,000	200,000	200,000	0	理事会等開催費（兵庫県より）
協議会会費	752,000	783,930	783,930	31,930	@1,000×788クラブ ※振込手数料4,070円
補助金	150,000	150,000	150,000	0	女性委員会研修補助金(ひょうご女性スポーツの会より)
雑収入	35	38	38	3	預金利息 ※R5参考
計	1,102,035	1,133,968	1,133,968	31,933	

○支出の部

(単位：円)

科 目	R5予算額(A)	R5決算額	R6予算額(B)	差引(B-A)	摘 要		
理事会等開催費	旅 費	150,000	174,440	170,300	20,300	第1回理事会打ち合わせ 役員旅費 2,500	
						第1回理事会 役員旅費 48,000	
						第2回理事会打ち合わせ 役員旅費 2,500	
						第2回理事会 役員旅費 36,000	
						第3回理事会打ち合わせ 役員旅費 2,500	
						第3回理事会 役員旅費 42,800	
						全県スポーツサミット 役員旅費 12,000	
						第1回女性委員会 役員旅費 14,000	
						第2回女性委員会 役員旅費 10,000	
						需用費	3,000
使用料	44,000	22,865	23,700	△ 20,300	第1回理事会・第1回女性委員会 会場使用料 7,900		
					第2回理事会 会場使用料 7,900		
					第3回理事会・第2回女性委員会 会場使用料 7,900		
役務費	3,000	2,695	3,000	0	振込手数料等 3,000		
小計	200,000	200,000	200,000	0	※委託金で支出		
運営費	女性委員会	会費等	20,000	20,000	20,000	0	ひょうご女性スポーツの会加盟料 20,000
		活動費	210,000	209,742	210,000	0	女性委員会研修費として @30,000×7地区分 210,000
	全県スポーツ大会補助	630,000	566,063	560,000	△ 70,000	@70,000×8大会(7地区) 560,000	
	全国大会出場クラブ支援金	0	0	10,000	10,000	10,000	
	役務費	8,630	10,285	13,000	4,370	振込手数料 9,000	
						会費振込手数料 ※通帳には記帳なし 4,000	
	会計監査	9,000	8,600	9,000	0	会計監査に係る監事旅費 9,000	
						会計監査に係る会場使用料 -	
	予備費	4,405	835	5,000	595	5,000	
	特別会計積立金	20,000	118,443	106,968	86,968	特別会計へ 106,968	
小計	902,035	933,968	933,968	31,933			
計	1,102,035	1,133,968	1,133,968	31,933			

## 協議事項(3)

【特別会計】※通帳は、一般会計と同一

## ○収入の部

(単位：円)

科 目	R5予算額(A)	R5決算額	R6予算額(B)	差引(B-A)	摘 要
前年度繰越	4,647,033	4,647,033	4,770,484	123,451	R5特別会計より繰越
特別会計積立金	20,000	118,443	106,968	86,968	R5一般会計より
協 賛 金	30,000	0	0	△ 30,000	スポーツ安全協会兵庫県支部
助 成 金	200,000	131,208	168,240	△ 31,760	ユーハイム体育・スポーツ振興会
計	4,897,033	4,896,684	5,045,692	148,659	

## ○支出の部

(単位：円)

科 目	R5予算額(A)	R5決算額	R6予算額(B)	差引(B-A)	摘 要	
全県スポーツ イベント開催費等	交通費補助	350,000	0	350,000	0	@50,000×7地区(350,000円)
	会場費	0	126,200	132,300	132,300	会場費、会場設営費
	報償費	0	0	20,000	20,000	講師謝金
	旅 費	0	0	0	0	理事会等開催費に計上
	役員費	3,000	0	10,000	7,000	通信運搬費・振込手数料等
	予備費	0	0	40,000	40,000	
	その他	15,000	0	0	△ 15,000	その他(チラシ、看板等)
	小 計	368,000	126,200	552,300	184,300	
次年度繰越	4,529,033	4,770,484	4,493,392	△ 35,641	R7特別会計へ繰越	
計	4,897,033	4,896,684	5,045,692	148,659		



## **次第 5 協議事項(4)**

**令和 6 年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」**

**全県スポーツサミット開催要項について**

## 令和６年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツサミット 開催要項（案）

### 1 趣 旨

今後の「スポーツクラブ 21 ひょうご」を含めた地域スポーツの在り方について、「スポーツクラブ 21 ひょうご」関係者及び各市町行政を交えた研修及び情報交換を通じて連携を図るとともに、地域スポーツの推進とクラブの活性化をめざす。

2 主 催 兵庫県

3 主 管 「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会

4 協 賛 (公財)ユーハイム体育・スポーツ振興会

5 大会テーマ 総合型地域スポーツクラブ「SC21 ひょうご」の自主運営に向けた今後について考える

### 6 概 要

(1) 日 時 令和６年 10 月 5 日（土） 13:30～16:00（受付 13:00～）

(2) 場 所 兵庫県中央労働センター ほか

(3) 日 程

13:00 13:30 14:45 15:00 15:45 16:00

受付	基調講演	説明会	分散会	全体会
----	------	-----	-----	-----

7 対 象 SC21 会員、各市町 SC21 担当者

8 基調講演 「クラブの自主運営に向けた法人格の取得について」  
講師 岸田 美也子 氏  
経営管理アドバイザー/特定非営利活動法人 NPO 総合体操クラブ事務局長)

### 9 分散会および全体会

テーマについて分散会を設定し、クラブの自主運営に向けた取組における課題について共有し、各市町の実態に応じた総合型地域スポーツクラブとしての役割を考える。

10 その他 諸連絡

## **次第6 報告依頼事項(2)**

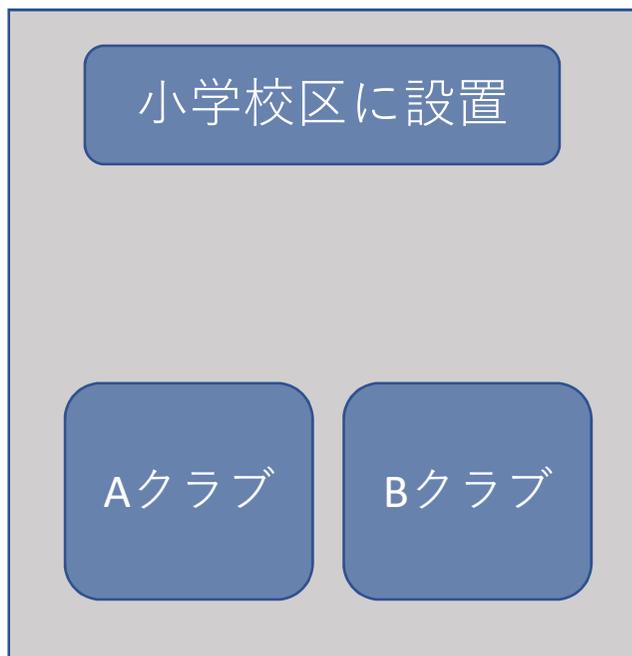
**HYOGO スポーツ新展開検討委員会の提案書について**

**—別冊参照—**

## スポーツクラブ21ひょうご リストラクチャリングのイメージ

- 昨年度、HYOGOスポーツ新展開検討委員会において、SC21ひょうごのリストラクチャリングが提案された。
- 1 今後、人口が減少していくことを考えると、現状維持は出来なくなるため、地域の実情に応じた提案が必要になってくる。
- 2 会員数が減少しているクラブは、中学校区に範囲を拡げたり、市町単位での統合も考えられる。  
新しいクラブ会員の獲得のため、小・中学生の受け入れも視野に。

### 現行



### 将来像

